



## ペットのためにもマナーを守って

### 散歩のときは

#### 必ずふんの後始末を

散歩は犬にとって大切な運動です。しかし、きちんとふんを片づけないと周りの人の迷惑になります。特に道路や公園などにそのまましておくケースが見られます。これらの場所は、犬や猫などのトイレではありません。

犬たちが嫌われないためにも、ふんの後始末はしっかり行い、必ず家まで持ち帰りましょう。

### 夜間や早朝の鳴き声に注意を

犬の鳴き声の苦情も多く寄せられています。飼い主には気にならなくても、犬の好きな人はかりではありません。

## あなたのしつけは

## 大丈夫ですか？

### 犬も猫も家族の一員です

ません。犬を飼うときは周囲の住環境を考え、近所の迷惑にならないようにふだんから正しいしつけをしておきましょう。

### 猫にもしつけを

猫はつないで飼う習慣がないため、正しくしつけをしないと、ほかの家の庭や畑を荒らしたり、ふんをしたりするなどして迷惑をかけます。

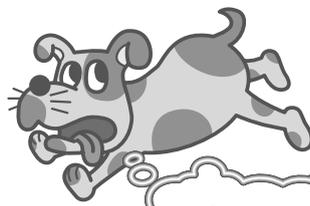
猫は平面の運動は少なくても、上下運動ができる遊び場があれば室内で飼うことも可能です。ダンボール箱を重ねて、上り下りができるような簡単な運動具でも、飼い主の愛情があれば室内飼いも十分可能です。室内飼いによって無用な繁殖や病気が不慮の事故も防ぐことができます。

散歩や遊びが大好き。だけどふんのことなどで、みんなが嫌われないように片づけてあげてほしい。でも自分では片づけてくれないし…。私たちがかわいがってあげるのと同じように周りのことでも考えてね。



「道路や公園、私有地などでのふんの後始末をしない」「鳴き声がうるさい」「など、犬や猫などのペットに関する苦情が、毎年、市や保健所に多く寄せられます。

飼い主にとっては大切なペットでも、正しい飼い方をしなければ地域で嫌われてしまいます。人とペットが住みよい環境で楽しく暮らせるよう、飼い主一人一人がマナーをきちんと守りましょう。



私たちの飼い主の皆さん

平成15年度

## 狂犬病予防注射と畜犬登録の日程

## 狂犬病予防注射と登録を忘れずに

月 日	会 場	時 間
4月14日(月)	吉原公園東広場	9:30 ~ 15:00
" 15日(火)	大淵公民館	9:30 ~ 15:00
" 16日(水)	丘公民館	9:30 ~ 12:00
	青葉台公民館	13:30 ~ 15:00
" 17日(木)	吉永北公民館	9:30 ~ 12:00
	城山町公会堂	13:30 ~ 15:00
" 18日(金)	富士南公民館	9:30 ~ 12:00
	前田公会堂	13:30 ~ 15:00
" 21日(月)	富士中島公園	9:30 ~ 12:00
	市立富士体育館	13:30 ~ 15:00
" 22日(火)	田子浦公民館	9:30 ~ 15:00
" 23日(水)	元吉原公民館	9:30 ~ 12:00
	東公民館	13:30 ~ 15:00
" 24日(木)	富士見台公民館	9:30 ~ 15:00
" 25日(金)	天間公民館	9:30 ~ 12:00
	岩松北公民館	13:30 ~ 15:00
" 30日(水)	伝法公民館	9:30 ~ 15:00
5月1日(木)	吉永公民館	9:30 ~ 12:00
	原田公民館	13:30 ~ 15:00
" 2日(金)	森島公会堂	9:30 ~ 12:00
	富士公民館	13:30 ~ 15:00
" 6日(火)	岩松公民館	9:30 ~ 15:00
" 7日(水)	今泉公民館	9:30 ~ 12:00
	三ツ倉法蔵寺	13:30 ~ 15:00
" 8日(木)	鷹岡公民館	9:30 ~ 15:00
" 9日(金)	県富士総合庁舎	9:30 ~ 12:00
	四丁河原下公会堂	13:30 ~ 15:00
" 12日(月)	須津公民館	9:30 ~ 15:00
" 14日(水)	広見公民館	9:30 ~ 15:00
" 15日(木)	神戸公民館	9:30 ~ 12:00
" 16日(金)	富士駅南公民館	9:30 ~ 12:00
	柏原六王子神社	13:30 ~ 15:00

原田公民館・県富士総合庁舎は、昨年と時間が変更になりました。

12:00 ~ 13:00は受付を休みます。

雨天でも行います。

犬にフィラリアなどの症状があるときは、最寄りの動物病院に相談して、狂犬病予防注射を受けてください。

予防注射は

毎年受けてください

飼い犬に毎年一回、狂犬病予防注射を受けさせることは「狂犬病予防法」によって定められている飼い主の義務です。狂犬病は、犬から人間に感染し、死に至る恐ろしい病気です。狂犬病の発生を防ぐために、犬を飼っている人は、左の平成十五年度予防注射日程を確かめて、忘れずに予防注射を受けさせましょう。  
また、市内の動物病院でも同じ金額で予防注射ができます。狂犬病予防注射会場が最寄りの動物病院を利用してください。

飼い犬の登録制度

狂犬病予防注射会場での登録も行います。(平成七年四月一日以降)

登録内容が変わったら届け出を

に登録されている犬は、改めて登録をする必要はありません。子犬の場合は、生後九十日を過ぎた日から三十日以内に、狂犬病予防注射と登録を済ませてください。犬の登録を済ませると発行される鑑札と狂犬病予防注射済票は、犬の首輪につけてください。  
飼っている犬が死亡したときや所有者が変わるなどしたときには、愛犬手帳を持参して、環境衛生課に届け出をしてください。死亡と登録抹消の届け出のときは、その犬の登録鑑札と狂犬病予防注射済票も必要となります。  
また、市外に転居した場合は転居先の市町村で届け出をしてください。

### 【狂犬病予防注射・犬の登録に必要なもの】

- ・愛犬手帳 (2回目以降)
- ・通知はがき(動物病院のときも持参してください)
- ・料金 注射料 3,320円  
新規登録料 3,000円

※料金はおつりのないようお願いします。

※通知はがきを忘れたり、愛犬手帳を紛失したりすると、再発行に時間がかかりますので、忘れないようお願いします。

※新規登録や死亡届などは、込み合いますので受付開始の30分以降に手続をお願いします。

### 問い合わせ

富士市役所環境衛生課 ☎55-2768

富士保健所衛生課 ☎65-2154